

虫尾公会堂規則

平成12年1月9日 虫尾区臨時總會決定

(趣旨)

第1条 この規則は、三田市大原1586-27番地に所在する虫尾公会堂（以下「公会堂」という。）の使用及び、維持管理に関し必要な事項を定める。

(使用目的)

第2条 公会堂は、区民の親睦、文化及び福祉の向上を図り、地域社会の発展を目的とする。

(管理委員会)

第3条 管理委員会は、区の理事である公会堂委員及び隣保長をもって構成する。委員長には公会堂委員があたる。

2 この委員会は、公会堂の維持管理にあたる。

(使用の許可)

第4条 区民が公会堂を使用するときは、委員長に申し出て承認を受ける。準区民及び区民以外の者が使用するときには、使用責任者を定め、使用申請書に所定事項を記入し、委員長に提出のうえ承認を受けなければならない。

(承認条件)

第5条 委員長は、承認にあたり条件を付することができる。

(使用制限)

第6条 次の各号の一に該当するときは、公会堂の使用を認めない。

- (1) 公の秩序または風俗を害すると認められたとき。
- (2) 建物及び付属物を破損する恐れがあるとき。
- (3) 暴力的及び不法行為が予想される個人や、団体の利益が予想されるとき。
- (4) 管理上、支障があると認められたとき。
- (5) その他、不相当と認められたとき。

(使用期限)

第7条 公会堂の継続使用は2日を限度とする。ただし、特別な理由があると認められた場合は、延長を認める。

(使用料)

第8条 公会堂の使用料は、別表のとおり。

- (1) 区の総会、臨時会合、役員会などの区の行事は免除する。
- (2) 公会堂の使用料は、予め使用料を会計に納入しなければならない。ただし特別な理由があると認められた場合はこの限りでない。
- (3) 特別な理由があると認められた場合は、使用料を減免する場合がある。

(使用者の区分)

第9条 使用者の区分は、次のとおりとする。

- (1) 区民とは、利用者全員が区民であるとき。
- (2) 区民1人以上と区民以外の人と一緒に利用する場合は、準区民とする。
- (3) 上記(1)、(2)以外は、その他とする。

(使用目的の変更等の禁止)

第10条 使用者は、使用目的を許可なく変更したり使用権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用承認の変更及び取消等)

第11条 次の各号の一に該当するときは、使用条件の変更を求め、使用承認を取り消すことができる。

- (1) この規則に違反し、またこの規則に基づく指示に従わないとき。
- (2) 第6条及び第7条に定める事例が発生したとき。

2 前項の規定により使用者に発生した損害については、区は一切その責を負わない。

(使用者の義務)

第12条 使用責任者及び使用者は、次に定める事項を遵守し、常に善良な使用者として、注意をもって使用しなければならない。

- (1) 使用人員は、承認の範囲を超えない。
- (2) 許可を受けないで、壁、柱、かもし等に、貼紙、鋸、釘打ち等をしないこと。
- (3) 所定の場所以外で、喫煙または火気を使用しないこと。
- (4) 使用が終わったときは、直ちに清掃、備品類の整理整頓、戸締り、火気等の始末を充分行うこと。
- (5) 備品類は、許可なく持ち出すことを禁止する。
- (6) 騒音、暴力等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (7) 建物、付属設備、備品等を毀損または滅失したときは、その修復費等は、使用者が負担しなければならない。
- (8) 塵芥等は、放置せず持ち帰ること。

(使用時間)

第13条 公会堂の使用時間は、別表のとおりとする。ただし、特別の理由があると認めたときはこの限りでない。

(清掃)

第14条 公会堂の清掃は、各隣保より1名ずつの輪番制により、月1回行うものとする。

(会計)

第15条 公会堂の経費は、次の収入をもって充てる。

(1) 施設使用料

(2) 区の助成金

2 この会計は、年度末の総会に報告の義務を負う。

(その他)

第16条 この規則に定めのない事項については、区役員会において協議決定する。

付則

1. この規則は平成12年4月1日より施行する。
2. この規則は平成12年4月16日に一部改定し、平成12年4月1日に遡り施行する。
3. この規則は平成12年5月13日に一部改定し、平成12年4月1日に遡り施行する。
4. この規則は平成13年3月11日に一部改定し、施行する。

別表

使用時間帯	1時間あたりの使用料 (エアコン、ガス使用料を含む)		
	区 民	準区民	その他
9:00 ~ 17:00	200円	300円	1,000円
17:00 ~ 22:00	250円	400円	1,500円
宿 泊	一泊につき 3,000円	—	—

(使用料の基準)

1. 準区民とは、区民1人以上と区民以外の人を使用するとき。
2. その他とは、区民及び区民以外の人を使用目的外の使用をするとき。